

ID: 854

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	賠償受給額相当額の返還命令		
法令名 根拠条項	予防接種法 第18条第2項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
【基準】 法第18条第2項の規定による。 (損害賠償との調整) 第18条 2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日